

# 羽島市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 業務目的

新庁舎の建設に際し、来庁者及び職員等にとって、快適で機能的な執務環境を専門的な視点で創出し、より一層の市民サービスの向上と事務効率の向上に資することを目的とし、「羽島市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託」のプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名  
羽島市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託
- (2) 業務内容  
別紙「羽島市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日の翌日から平成 30 年 7 月 31 日まで
- (4) 契約限度額  
6,092,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。
- (5) 選定方式  
公募型プロポーザル

## 3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

- (1) 参加意向表明書等の提出時において、平成 30 年度羽島市指名競争入札参加者名簿(物品・役務等)に登録されている者で、業務委託の業種に登録されていること。ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書類（以下「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 契約締結の日までに、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領（平成 19 年 9 月 25 日決裁）並びに羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 8 月 12 日決裁）に基づく資格停止期間がないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結の日までの間、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、地方自治体において、オフィス環境整備業務（レイアウト計画、什器整備計画、移転計画等）を受注し、本業務の公募型プロポーザルの実施に係る公示の日現在において、当該業務が完了している実績を有すること。

#### 4 スケジュール

| 実施内容         | 実施期間または期日                         |
|--------------|-----------------------------------|
| 公 告          | 平成 30 年 3 月 27 日 (火)              |
| 参加意向表明書の提出期間 | 平成 30 年 3 月 27 日 (火) ~4 月 9 日 (月) |
| 質問受付期間       | 平成 30 年 3 月 27 日 (火) ~4 月 2 日 (月) |
| 質問回答期日       | 平成 30 年 4 月 5 日 (木)               |
| 企画提案要請書の通知   | 平成 30 年 4 月 10 日 (火)              |
| 企画提案書等の提出期限  | 平成 30 年 4 月 20 日 (金)              |
| プレゼンテーション審査  | 平成 30 年 4 月 24 日 (火)              |
| 特定結果の通知      | 平成 30 年 4 月 25 日 (水) (予定)         |
| 契約締結         | 平成 30 年 5 月 2 日 (水) (予定)          |

#### 5 質問の受付、回答

質問の受付は、下記のとおりとする。

- (1) 提出期限 平成30年4月2日(月)17時必着
- (2) 提出方法 メール、ファクシミリ、持参又は郵送  
(なお、持参以外の場合は、到着確認を行うこと。)
- (3) 提出様式 様式第4号
- (4) 回答方法 平成30年4月5日(木)17時までに、市ホームページで回答。
- (5) 注意事項  
ア 質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。  
イ 口頭又は電話による質問は受け付けない。

#### 6 参加意向表明書の提出

- (1) 提出書類  
ア 参加意向表明書兼誓約書(様式第1号) 2部  
イ 会社概要(様式第2号) 2部  
ウ 業務実績(様式第3号) 2部
- (2) 提出方法  
ア 提出期限 平成30年4月9日(月)17時必着  
イ 提出先 本実施要領15に掲げる担当課  
ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。)

#### 7 企画提案書等の提出を要請する者の選定

参加意向表明書等により参加要件を審査し、参加要件を全て満たしている者を選定する。結果については、参加意向表明書の提出者全員に通知するとともに、参加要件を全て満たす者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーション審査等への出席を要請する。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| ア 企画提案書（様式第7 - 1～4号）        | 各 10 部 |
| イ 業務実施体制及び業務実施スケジュール（様式第5号） | 2 部    |
| ウ 予定技術者調書（様式第6号）            | 各 2 部  |
| エ 見積書（任意様式）                 | 2 部    |

### (2) 提出方法

|        |   |
|--------|---|
| ア 提出期限 | 平成30年4月20日（金）17時必着                      |
| イ 提出先  | 本実施要領 15 に掲げる担当課                        |
| ウ 提出方法 | 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。） |

## 9 審査委員会

「羽島市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、委託契約を締結する業者を選定する。

## 10 プレゼンテーション審査の実施

企画提案書を基に審査委員会が提案の実現能力、取組姿勢及び提案内容を評価するため、企画提案に係るプレゼンテーション審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査に出席しない場合は、採点を行わない。

(1) 実施日時 平成 30 年 4 月 24 日（火）※詳細な時間帯は別途通知

(2) 場 所 羽島市役所本庁舎 4 階第一会議室

(3) 時間構成 発表時間 30 分

（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分以内）

### (4) 留意事項

ア プレゼンテーション審査の順番は、企画提案書の提出順とする。

イ プレゼンテーション審査は非公開とし、出席する者は、参加者を特定できる表示をしてはならない。

ウ プレゼンテーション審査には、管理技術者の出席を必須とし、出席者は 4 人以上（パソコン操作者含む）とする。

エ 説明は、配置予定技術者の中から選任し行うものとする。

オ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

カ パソコン、プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他必要なものについては各自で準備すること。

## 11 企画提案審査・通知

### (1) 審査

提出された企画提案書等並びにプレゼンテーションの説明、ヒアリングの内容を総合的に判断し、最優秀者1者及び次順位1者を特定する。

### (2) 審査結果通知

全ての参加者に対して、電子メールと文書で通知する。

### (3) 企画提案における評価項目、評価割合は以下のとおりとする。

| 評価項目                                     | 配点割合 |
|--|------|
| 会社の業務実績                                  | 10%  |
| 業務体制及び業務実施スケジュール                         | 10%  |
| 予定技術者の業務実績                               | 10%  |
| 企画提案①<br>市民や利用者にとって利用しやすい窓口やフロア環境の創出について | 20%  |
| 企画提案②<br>快適で機能的な執務空間の創出について              | 20%  |
| 企画提案③<br>自社の独自性・優位性について                  | 10%  |
| プレゼンテーション及びヒアリング                         | 10%  |
| 見積金額                                     | 10%  |

### (4) 質問等

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

## 12 企画提案書等の無効及び参加資格の失格等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を向こうとし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 提出期限までに書類が提出されなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合。

### 13 契約の締結

本実施要領 10 により選定された最優秀者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調の場合、または契約締結時までに失格事項に該当した場合は、次順位者と契約交渉を行うものとする。

### 14 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等、本プロポーザルによる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、特定者選定以外の目的には、参加者に断りなく使用しない。
- (4) プロポーザル特定後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (5) 参加意向表明書提出以降に辞退する場合は平成 30 年 4 月 20 日（金）までに辞退届（様式 8）を提出すること。

### 15 担当課

- (1) 平成 30 年 3 月 30 日までの問い合わせ先  
羽島市 総務部 管財課（本庁舎 1 階）  
TEL：058-392-1111(内線 2108)  
FAX：058-392-1152  
E-mail：kanzai@city.hashima.lg.jp
- (2) 平成 30 年 4 月 2 日からの問い合わせ先  
羽島市 総務部 新庁舎建設推進課（北庁舎 2 階）  
TEL：058-392-1111(内線 2671)  
FAX：058-391-0905  
E-mail：shinchosha@city.hashima.lg.jp